OUKA
The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	二〇一〇年NPT再検討会議と核軍縮
Author(s)	黒澤, 満
Citation	阪大法学. 2010, 60(3), p. 237-266
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/54958
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

特別寄稿

二〇一〇年NPT再検討会議と核軍縮

黒澤　満

まえがき

核不拡散条約（NPT）再検討会議が、二〇一〇年五月三日から二八日の四週間にわたり、ニューヨークの国連本部で開催された。会議は最終文書の採択に合意し、将来の行動計画についてはコンセンサスが達成された。二〇〇〇年会議は最終文書の採択に成功したが[1]、二〇〇五年会議は米国と非同盟諸国の対立が厳しく失敗に終わっており[2]、NPT体制の維持・強化にとって今回の成功は有益なものであった。

二〇〇九年に米国にオバマ政権が発足して以来、オバマ大統領は「核兵器のない世界」を目指すと発言し、会議直前の四月八日には、米ロ間で新START条約が署名された。このように核軍縮に向けての米国の積極的な姿勢を反映して、会議は良好な雰囲気のもとで開始された。再検討会議に向けての前向きな背景としては、以下のようなものがある。

二〇〇七年一月　米元高官による「核兵器のない世界」の提言[3]

二〇〇八年一〇月　パン・ギムン国連事務総長の核軍縮五項目提案[4]

二〇〇九年　四月　オバマ大統領のプラハ演説(5)
二〇〇九年　五月　ＮＰＴ再検討会議準備委員会で議題の暫定的採択(6)
二〇〇九年　九月　国連安保理サミット開催と決議一八八七の採択(7)
二〇〇九年一二月　核不拡散と核軍縮に関する国際委員会（ＩＣＮＮＤ）報告書(8)
二〇一〇年　四月　米国の核態勢見直し（ＮＰＲ）報告書の発表(9)
二〇一〇年　四月　米ロによる新ＳＴＡＲＴ条約の署名(10)
二〇一〇年　四月　核セキュリティ世界サミット開催(11)

ＮＰＴ再検討会議は条約のすべての側面の運用を検討するものであり、核軍縮、核不拡散、原子力平和利用など多くの問題を含むものであるが、本稿では、この会議の核軍縮の側面の分析を目的とし、まず主要な諸国の一般演説における主張を検討し、第二に主要委員会Ⅰと補助機関Ⅰにおける議論および各国が提出した作業文書に基づいて核軍縮に関する各国の見解を分析し、最後に今回の会議における核軍縮に関する重要な課題をさまざまな側面から検討し、本会議における核軍縮の合意の内容を明らかにする。

一　一般演説における議論

1　核兵器国の主張

米国のクリントン国務長官は、核軍縮については、米国の核兵器の役割と数を低減させることを約束しており、新ＳＴＡＲＴ条約は戦略核兵器の数を一九五〇年代のレベルに減少し、核態勢見直しは新たな核兵器の開発を禁止し、新たな消極的安全保証（negative security assurances）を規定していると説明し、さらにアフリカおよび南太

平洋の非核兵器地帯条約の議定書を批准のため上院に提出すること、透明性を高めるため、米国はストックパイルにある核兵器の数および一九九一年以来解体した核兵器の数を公表すると述べた。(12)

ロシアは、最近の米ロの新ＳＴＡＲＴ条約は両国の安全保障を強化するもので、両国が勝者となり、世界全体も利益を得ていると述べ、今後の共通の任務は、包括的核実験禁止条約（ＣＴＢＴ）の早期発効を進めること、兵器用核分裂性物質生産禁止条約（ＦＭＣＴ）の軍縮会議での交渉開始に勢いを与えることであると主張した。(13)

中国は、核兵器全面禁止条約の締結を含み、段階的行動からなる長期的計画を適切な時期に作成すべきであると述べ、核兵器国は核兵器の役割を低減し、核兵器先制不使用と、非核兵器国および非核兵器地帯に対して無条件に核兵器を使用しないことを明確に約束すべきであると主張した。(14)

五核兵器国は会議の三日目に共同声明を発表し、五核兵器国の共通の立場を明確にした。核軍縮について、第六条の下での義務の履行への永続的なコミットを再確認し、米ロ間の新ＳＴＡＲＴ条約を支持し、それは第六条の履行の重要な措置であると考え、核実験のモラトリアムを遵守する決意を再確認し、ＣＴＢＴの早期発効に向けた努力を継続し、ＦＭＣＴの軍縮会議での早期の交渉開始を要請している。また非核兵器国が安全保証を重視していることに注目し、軍縮会議において安全保証に関する実質的協議を始める用意があると述べた。(15)

2　中間国の主張

日本は、核兵器廃絶に向けての努力の先頭に立つ道義的義務があり、非核三原則を厳守するという鳩山首相のメッセージを伝え、核廃絶の明確な約束の再確認、核保有国の核軍縮の追求の要請、核兵器の役割の低減とより強力な消極的安全保証の供与、ＣＴＢＴ早期発効とＦＭＣＴ交渉早期開始と締結の四点を強調した。(16)

欧州連合（ＥＵ）は、核軍縮の進展のための大幅な削減、ＣＴＢＴ発効、ＦＭＣＴ交渉開始の必要性が会議の重

要課題であると述べ[17]、オーストラリアは、すべての核兵器の一層の大幅で検証可能で不可逆的な削減と国家安全保障戦略における核兵器の役割の低減、ＣＴＢＴの発効、ＦＭＣＴの交渉などが重要であると主張した[18]。

ドイツは、非戦略核兵器は軍事的に無用であり、軍縮プロセスに含まれるべきこと、政府はドイツ配備の戦術兵器の撤去の意思をもつこと、ＮＡＴＯ戦略概念で核兵器の役割が一層低減されるべきことを特に主張し[19]、ノルウェーは、核兵器の一層の削減、新型兵器の開発禁止、核兵器の役割低減、消極的安全保証の強化、非核兵器地帯の維持と新設、ＣＴＢＴ発効、軍縮会議以外も含めたＦＭＣＴ交渉などを主張した[20]。

オーストリアは、核兵器の削減、ＣＴＢＴ、ＦＭＣＴでの進展が必要であるとし、パン・ギムン国連事務総長の五項目提案を支持し、核兵器禁止条約がグローバル・ゼロへのもっとも効果的方法であると述べ[21]、スイスは、核兵器は役に立たないものであり、基本的に不道徳であり、国際人道法に関してその性質から違法であると述べ、長期的には、国連事務総長が提案しているように新たな条約という方法で核兵器を違法化すべきであると主張した[22]。

3　非同盟諸国の主張

非同盟諸国（ＮＡＭ）は、核兵器のない平和な世界の実現が最高の優先順位にあるとし、新ＳＴＡＲＴを歓迎しつつも期待以下であり、一層の削減を求め、核抑止ドクトリンは平和も安全ももたらさず核廃絶の障害になっていると批判し、国際社会は、核兵器のない世界をどのように実現するかについてベンチマークと時間的枠組みをもった行動計画を採択すべきであり、核兵器禁止条約の検討を始めるべきであると主張する。また核兵器全廃に至るまでの間、普遍的で無条件で法的拘束力ある消極的安全保証の文書を締結する努力を始めるべきであると述べた[23]。

新アジェンダ連合（ＮＡＣ）は、核兵器の廃絶は核兵器が使用されない絶対的な保証であるとし、新ＳＴＡＲＴ条約を歓迎しつつも、一層の削減を求め、会議の成果として、核廃絶の明確な約束の再確認と実際的措置の履行の

加速の要請が不可欠であるとし、そのために明確な枠組みと測定しうるベンチマークをそなえた行動計画が鍵になると述べる。また一層の非核兵器地帯の設置を奨励し、核兵器国が議定書の発効に必要な措置をとること、それへの留保や解釈宣言を撤回することを要請した(24)。

二　主要委員会・補助機関における議論

1　核兵器国の主張

米国は、オバマ大統領のプラハ演説に言及しつつ、核兵器のない世界における平和と安全を求めるという米国のコミットメントを再確認し、新ＳＴＡＲＴ条約を署名したこと、ＣＴＢＴの批准を求めること、ＦＭＣＴの交渉の努力を強化すること、また非配備のものも含め戦略・戦術核兵器の削減をロシアと交渉することを期待していると述べた。さらに核兵器の役割低減について、消極的安全保証を改定したし、非核兵器地帯の関連でも法的拘束力ある議定書を支持しており、核兵器の基本的役割は米国・同盟国に対する核攻撃を抑止することであることを明確にし、事故や誤算で核兵器が使用される危険を減少させる措置をとっていると説明した(25)。

ロシアは、新ＳＴＡＲＴ条約の署名により核弾頭を三〇％削減し、運搬手段を半分以上削減するとし、今後の措置として、すべての核兵器国を含む核軍縮プロセスの進展、宇宙における兵器の配備の防止および通常兵器の増強の管理された停止を提案した。消極的安全保証については、非核兵器地帯条約の議定書に署名し保証を与えてきたこと、セミパラチンスク条約とバンコク条約では協議を始める用意があること、核兵器の使用に対して非核兵器国を保証する国際条約の緊急の作成を支持していると述べた(26)。

米ロは「新ＳＴＡＲＴに関する共同声明」を発表し、新ＳＴＡＲＴ条約の署名はＮＰＴ第六条の義務の履行であ

り、核兵器は五〇年前のレベルに削減されるとし、これは米ロの安全保障を強化し、関係を安定させ、透明にし、予見可能にするとともに、国際の安定と安全にいい効果を与えると述べた。[27] フランスは、核軍拡の停止として、核実験の停止とモラトリアムの必要性、厳格な十分性の原則による核兵器の削減、死活的利益への攻撃に対する極端な自衛の場合のみに核兵器の使用を限定すること、透明性の増大と信頼の確立の重要性を強調し、さらに核軍縮を可能にし、その進展のペースを決定する政治的・安全保障上の条件を考慮する必要があると述べた。[28]

中国は、核先制使用に基づく核抑止政策を放棄すること、いかなる時にもいかなる状況においても核兵器を先に使用しないこと、非核兵器国および非核兵器地帯に核兵器を使用しないことを約束し、関連した国際法的文書を締結すること、外国に核兵器を配備している国はそれを撤去し本国に持ち帰ること、「核の傘」および「核シェアリング」の政策・慣行を放棄することを主張している。[29] 消極的安全保証に関して、中国は、普遍的で無差別で法的拘束力ある文書ができるだけ早く締結されるべきであること、軍縮会議は、非核兵器国に対する安全保証に関する国際法文書を締結する実質的作業を早期に開始すべきであると主張している。[30]

2　中間国の主張

欧州連合（ＥＵ）は、米ロは非戦略兵器を含む核兵器の一層の包括的な削減の新たな協定に向けて作業すること、非戦略核兵器の削減と最終的廃棄は核軍縮プロセスの不可分の部分であること、ＣＴＢＴの早期発効を達成しモラトリアムを維持すること、ＦＭＣＴの軍縮会議での交渉開始を達成し、生産モラトリアムを即時に宣言し維持することを主張している。また安全保証については、非核兵器地帯設置条約の議定書により提供される法的拘束力ある消極的安全保証、および安保理決議九八四に含まれる核兵器国の一方的宣言が、高い価値を持ち続けていることを承認すると述べている。[31]

日本は、日豪共同提案として提出した文書[32]の核軍縮に関する部分を説明し、①核兵器を廃絶するという核兵器国による明確な約束の再確認、②核兵器保有国に対し二国間または多国間で核軍縮を追求すること、③核兵器国は核兵器を削減し、少なくとも増強しないこと、④国家安全保障戦略における核兵器の役割を低減すること、⑤事故または無認可による発射の危険を減少させる措置をとること、⑥核削減プロセスに不可逆性と検証可能性の原則を適用すること、⑦核兵器能力に関する透明性を拡大すること、⑧ＣＴＢＴの早期発効とモラトリアムの維持、⑨ＦＭＣＴ交渉の即時開始と早期締結および生産モラトリアムの宣言と維持を主張した。安全保証については、核兵器の役割の低減との関係で、ＮＰＴを遵守している非核兵器国に対して核兵器を使用しないというより強力な消極的安全保証を与えるような措置をとるよう核兵器国に要請している[33]。

オーストラリアは、核兵器の役割の低減に関して、会議の成果の中に、「核抑止を核兵器の唯一の目的とするという暫定的目標に向けて集団的に努力するという約束を挿入することを奨励する」と主張している。消極的安全保証についても、強力な消極的安全保証の手段としての非核兵器地帯の明確な支持を会議は表明すべきだと述べている。またオーストラリアは透明性を重視し[34]、これに関する作業文書をニュージーランド[35]と共同で提出した。そこでは、①核ドクトリン、②核分裂性物質、③弾頭と運搬手段の数、④戦略および戦術的削減について、報告の体系化と五年ごとの再検討会議への提供を要請した[36]。

ドイツは、他の欧州の九カ国を代表して、非戦略核兵器の削減と最終的な全廃が核軍縮プロセスに含まれるべきであると述べ、非戦略核兵器による脅威を低減させるため一層の透明性と信頼醸成措置が重要であること、米ロに対し一九九一／九二年の合意を発展させ条約交渉に含めることを主張している[37]。

3　非同盟諸国の主張

新アジェンダ連合（ＮＡＣ）は、米ロの新ＳＴＡＲＴ条約を歓迎し、核兵器の役割の低減についても米国の最近の声明を歓迎し、他の核兵器国も同様の措置をとること、核兵器の更新や新型核兵器の開発にモラトリアムを宣言するよう求めている。軍縮会議におけるＦＭＣＴに進展がないことにつき、余剰核分裂性物質を国際検証の下に置くこと、核軍縮は不可逆性、透明性、検証可能性の原則によること、核兵器の廃絶が核兵器使用に対する唯一の絶対的保証であることを強調している[38]。消極的安全保証については、ＮＡＣは、それは核兵器の全廃を達成するための暫定措置であり、法的拘束力ある消極的安全保証は核兵器全廃に導く国際環境を促進するものであり、自主的に核兵器のオプションを放棄したＮＰＴ締約国にそのような保証を提供することは絶対必要であり、国際的に法的拘束力ある消極的安全保証をＮＰＴ非核兵器国に提供することは正当な安全保障上の懸念に対処するものであると主張し[39]、ＮＡＣが提出した作業文書は二二の措置を列挙している[40]。

非同盟諸国（ＮＡＭ）は、特定の枠組み内での核軍縮の行動計画に合意すべきであると主張したが、それは核の脅威を削減させる措置を含む二〇一〇年から二〇一五年の第一段階、核兵器の削減のための措置を含む二〇一五年から二〇二〇年の第二段階、核兵器のない世界の強化のための措置を含む二〇二〇年から二〇二五年とそれ以降の第三段階から成り立っている。核兵器国の安全保障ドクトリンに懸念を表明し、特に核シェアリングの禁止を主張する。核軍縮については、ＦＭＣＴの交渉、透明性、検証可能性、不可逆性の原則の重要性、宇宙での軍備競争と新型核兵器開発への懸念、ＣＴＢＴの支持を強調し、安全保証については、新型核兵器の開発は二〇〇〇年の消極的安全保証に関する約束に反するとし、非核兵器国に対する普遍的で無条件で法的拘束力ある文書を締結する努力が追求されるべきであると主張し[41]、ＮＡＭは、「核兵器廃絶のための行動計画」を提出した[42]。

ＮＡＭが提出した作業文書では、核軍縮に関する行動指向の勧告として、ＮＰＴの下での核軍縮約束の完全な履行、核軍縮の交渉プロセスの加速、核兵器禁止条約を含む特定の時間的枠組みを伴う核兵器廃絶条約のための具体的措置を含む核軍縮の行動計画に合意すること、軍縮会議でのＦＭＣＴ交渉の開始、核軍縮措置を監視・検証するための常設機関の再検討会議による設置、新型核兵器の生産禁止の約束の再確認が列挙され、安全保証に関しては、核兵器の使用に対する非核兵器国への普遍的で無条件の法的拘束力ある安全保証の文書の交渉を要請している。(43)

三　核軍縮をめぐる重要課題の検討

1　核軍縮全般

（1）核兵器禁止条約

非同盟諸国は、今回の会議において、「核兵器禁止条約を含む、特定の時間的枠組みをもつ核兵器廃絶のための具体的措置を含む核軍縮に関する行動計画に、遅滞なく合意すべきである」と主張し(44)、二〇二五年までに三段階で核兵器を廃棄する「核兵器廃棄のための行動計画のための要素」(45)を提出し、核兵器禁止条約のための交渉を開始することを主張した。この提案には、非同盟諸国のみならず、スイス、オーストリア、ノルウェーなども支持を表明した。これは二〇〇八年一〇月にパン・ギムン国連事務総長が主張した五項目提案に含まれていたものであり、そこで彼は、「すべての国、特に核兵器国は核軍縮交渉に入る要請を履行すべきであり、それは別個の相互に補強しあう諸文書の枠組みへの合意でありうるし、強固な検証制度に支えられた核兵器禁止条約の交渉を検討することもできよう」と述べた(46)。

核兵器国はもちろん反対を表明し、たとえば米国は、「核兵器禁止条約または特定の諸措置のタイムテーブルに

ついては、その見解に同意し得ない。それは近い将来に達成できないし、われわれのとるステップ・バイ・ステップの現実的な代替とはなりえない」と反対している。[47] 最終文書においては、行動計画の「B核兵器の軍縮」のiiiにおいて、すべての国は核兵器のない世界の達成・維持に必要な枠組みを設置する努力の必要を承認するという文章の後に、会議は核兵器禁止条約に関する交渉の検討を提案している国連事務総長の五項目提案に注目するという形で言及がなされた。これは二〇〇〇年合意には含まれていない新たな進展である。

（2） 核兵器のない世界

オバマ大統領が一貫して主張する「核兵器のない世界」という文言は、二〇〇九年九月の国連安保理決議一八八七でも「核兵器のない世界のための諸条件を創設する」ことが前文に規定されていたが、この会議では一般的に支持され、最終文書のさまざまな個所で言及されている。NACは、「核兵器のない世界を達成するという目的に完全に一致した政策を追求することをすべての国に要請する」という文言を提案していた。[48]

行動計画の冒頭の「A原則と目的」のiで、「会議は、……核兵器のない世界における平和と安全を達成することを決議する」と述べられ、行動1において、「すべての当事国は、条約および核兵器のない世界を達成するという目的に完全に一致した政策を追求することにコミットする」と最初の行動として言及されている。

また「F軍縮を支援する他の措置」のiにおいて、「核兵器のない世界の平和と安全は公開性と協力を必要とする」と規定され、行動22において、核兵器のない世界の達成のために、軍縮・不拡散教育の勧告を履行することが奨励されている。この「核兵器のない世界」の追求というオバマ大統領の言葉は、それ以前には現実の国際政治の中で使用されたことはなく、ここ一、二年の新たな進展である。

（3）　核廃絶の明確な約束

二〇〇〇年合意の最大の成果であった「核廃絶の明確な約束」は、その後米国およびフランスがその有効性を否定したこともあり、二〇〇〇年合意の有効性の再確認が大きな問題となった。日豪提案およびＮＡＣ提案ではその再確認が強調され、第一の措置として挙げられ、日豪提案は、「核兵器の完全な廃棄を達成するという核兵器国による明確な約束を再確認する」と規定していた(49)。この約束は「Ａ原則と目的」のiiで再確認されるとともに、行動3で、「核兵器の全廃を達成するという核兵器国による明確な約束を履行するに際して、」核兵器国は核兵器を削減し究極的に廃棄するための一層の努力を行うことにコミットすると規定されている。

また二〇〇〇年の具体的軍縮措置が有効であることにつき、ＮＡＣ提案は、二〇〇〇年に合意された具体的軍縮措置の履行を加速させることを要請し、ＮＡＭ提案も、二〇〇〇年会議でコンセンサスで合意されたものをも含めた核軍縮の約束を完全に履行すること、交渉プロセスを加速させることを主張していた。今回の文書は、「Ａ原則と目的」のiiiで、二〇〇〇年の実際的措置の継続する妥当性を再確認しており、また具体的軍縮措置に関する行動5も、二〇〇〇年最終文書に含まれる核軍縮に導く措置の具体的進展を加速させることについて規定している。

（4）　時間的枠組み

核兵器禁止条約に関してＮＡＭは二〇二五年までの核兵器廃絶という時間的枠組みを提示したが、核兵器国は一般に時間的枠組みには反対であり、この問題も会議の一つの焦点となった。会議での第一案では、具体的核軍縮措置につき二〇一一年に協議を開始し、その結果を二〇一二年に報告することが規定され、「事務総長は、普遍的な法的文書という手段によるものを含め、特定の時間的枠組み内で核兵器の全廃のためのロードマップに合意する方法と手段を検討するため二〇一四年に国際会議を開催するよう求められる」と規定していた。

しかし時間的枠組みに核兵器国が反対したため、第一案にあったものはほとんど削除されたが、行動5における具体的軍縮措置については、核兵器国はそれらの約束を二〇一四年の準備委員会に報告すること、二〇一五年の再検討会議が検討し次の措置を審議することが合意されている。これで一応の時間的枠組みが含まれたことになるが、当初案にくらべて大きく後退している。安全保証とFMCTに関しては、第一案は「軍縮会議が二〇一一年会期の終わりまでに議論を開始できないならば、国連総会六六会期が議論をどう追求すべきか決定する」との規定が草案に含まれていたが、最終的には削除された。ただし会議は、軍縮会議の作業を支援するため国連事務総長が二〇一〇年九月に高級会合を開くよう求めていることは規定されている。

2　核兵器の削減

日豪提案は、米ロ間の新START条約を含む、米国、ロシア、英国、フランスの核軍縮措置を歓迎し、すべての核保有国に対し、二国間または多国間で核軍縮の交渉を追求するよう要請し、また彼らに対し核兵器を削減し、少なくとも増加させないという早期の約束をなすよう要請していた。NACは、すべての核兵器国に対し、核兵器の役割を低減させるという約束に一致して、非戦略および戦略兵器を削減するよう要請している。

最終文書は、核兵器の削減については、「B核兵器の軍縮」のiiで、「会議は、核兵器国がすべてのタイプの核兵器を削減し廃絶する必要性を確認し、特に、最大の核兵器を保有する国がこの点での努力をリードすることを奨励する」と規定し、行動3は、「核兵器国は、配備および非配備のすべてのタイプの核兵器を、一方的、二国間、地域的、多国間の措置によるものを含め、削減し究極的に廃棄するため一層の努力を行うことにコミットする」と規定する。これに呼応して行動5のaは、「核兵器国は、すべてのタイプの核兵器の世界的ストックパイルの全面的な削減に向けて動くこと」が要請されている。さらに行動4では、米ロが新START条約の早期発効と完全履行

にコミットし、一層の削減のため協議することが奨励されている。削減に関する行動計画では、すべてのタイプの核兵器と規定され、戦略核兵器のみならず戦術（非戦略）核兵器が含まれることは確かであるが、最終文書では戦術核兵器への直接の言及はまったく見られない。米国は戦略核兵器のみならず戦術核兵器についてもロシアと交渉すると主張していたが、ロシアは戦術核兵器への直接的な言及に反対した。ロシアは、戦術核兵器の削減は、米国の通常兵器およびミサイル防衛を含めた全体の文脈でのみ交渉が可能であるという姿勢を貫いた。

行動５のｂは、「一般核軍縮プロセスの不可分のものとして、核兵器のタイプや場所に関係なく、すべての核兵器の問題に言及すること」と規定しているが、第三案までは、「非核兵器国に配備されている核兵器」が主題であり、ＮＡＴＯの非核兵器国に配備された核兵器に焦点があてられていたが、米国の反対で「場所にかかわりなく」という形で関係を残しながらも一般的な規定に変更された。これはまたロシアや中国が主張するように、他国に配備された核兵器は撤去すべきであるという主張に関係し、また非同盟諸国や中国が主張するように、この核シェアリングはＮＰＴ第一、二条に反するという問題に主として関わっていた。

ＥＵは非戦略核兵器に関して、検証可能で不可逆的な削減と廃棄を目的とし、一般軍備管理・軍縮プロセスにそれらを含めることを要請し、この軍縮プロセスを促進させるため、一層の透明性と信頼醸成措置が重要なことに合意し、米ロに対し次の二国間核削減ラウンドに非戦略核兵器を含めることを奨励している[50]。またドイツは欧州の一〇カ国を代表して、非戦略核兵器の削減と最終的な全廃が核軍縮プロセスに含まれるべきであると主張し、それに関する議論の開始を強く要求していたが[51]、戦術核兵器の削減の交渉にはロシアが反対し、それらの主張はすべて排除された。二〇〇〇年最終文書は、具体的核軍縮措置として、第九項三で「非戦略核兵器の一層の削減」を含んでいたので、今回の合意は二〇〇〇年合意からの後退であると考えられる。

3　核兵器の役割の低減

オバマ大統領は二〇〇九年四月のプラハでの演説で、核兵器のない世界を求めるとともに、安全保障戦略における核兵器の役割を低減させると述べており、二〇一〇年四月の米国の核態勢見直し（ＮＰＲ）では、①通常兵器を強化し、米国または同盟国への核攻撃の抑止を米国の核兵器の唯一の目的（the sole purpose）とする目標をもちつつ、非核攻撃に対する核兵器の役割を低減させる、②死活的利益を防衛する極端な場合にのみ核兵器の使用を考える、③ＮＰＴ当事国でそれを遵守している非核兵器国に対しては核兵器を使用しないと規定された(52)。

二〇〇八年一〇月にパン・ギムン国連事務総長も、五項目提案において、「核兵器国は、非核兵器国に対して、彼らが核兵器の使用または威嚇の対象とならないことを保証することができる」と述べていた。

会議における日豪提案は、「核兵器国および核保有国に対し、その国家安全保障戦略における核兵器の役割を低減することにコミットするよう要請し、核兵器国に対し、ＮＰＴを遵守している非核兵器国に対して核兵器を使用しないというより強力な消極的安全保証を供与するような措置を、できるだけ早く取るよう要請している。」

ＮＡＣ提案は、核兵器の役割を低減させるという約束に従って、非戦略および戦略核兵器の削減の措置をとること、核兵器国を含む同盟参加国は、集団安全保障ドクトリンにおける核兵器の役割の削減および除去のために取った措置につき報告すること、核兵器の重要性を強調しまたはその使用の敷居を下げる軍事ドクトリンを追求しないこと、ＮＰＴの当事国である非核兵器国に対して法的拘束力ある安全保証を供与すること、安全保障に関する現行の約束を完全に尊重することを要請し、ＮＡＭ提案は、核兵器の使用または威嚇に対する非核兵器国への安全保証に関する普遍的で無条件で法的拘束力ある文書の交渉を要請している。

米国は、会議において、南太平洋およびアフリカの非核兵器地帯条約の議定書を批准のために上院に送付する意

思を明らかにし、ＮＰＲで消極的安全保証の範囲を拡大したこと、非核兵器地帯の関連でも法的拘束力ある議定書を支持してきたと述べ、中国は、非核兵器国および非核兵器地帯に対する核兵器の使用禁止を従来から主張しており、これについて普遍的で無差別で法的拘束力ある文書ができるだけ早く締結されるべきであると述べている。

オーストラリアは、核兵器の役割の低減に関して、「核抑止を唯一の目的とするという暫定的目標に向けて集団的に努力するという約束を挿入することを奨励する」と主張している[53]。この「唯一の目的」というのは、日豪政府にサポートされた核不拡散・核軍縮に関する国際委員会（ＩＣＮＮＤ）報告書で使用されている用語で、先制不使用に代わる用語である。先制不使用という概念は冷戦中のソ連の宣言政策として発表されていたが、運用政策では先制使用も予定されていたことが判明し、その用語の使用を避けたのである。この委員会は二〇一二年までの措置として、核兵器を保有する唯一の目的は、他国の核兵器の使用を抑止することであると宣言することを提案している[54]。行動５のｃは、「あらゆる軍事的および安全保障上の概念、ドクトリンおよび政策において、核兵器の役割および重要性をさらに低減させること」を規定している。

4　核兵器の運用状況の低下

この点に関する米国の核態勢見直し報告書は、戦略兵器に関する現在の警戒態勢を維持するとし、無認可や事故の発射の場合にミサイルが公海に着弾するよう、すべてのＩＣＢＭとＳＬＢＭの「公海照準」の慣行を継続すること、核危機における大統領の決定時間を最大化するため、米国の指揮管制システムへ新たに投資すること、生存可能性を促進し、即時発射の動機をさらに減少させうる新たなＩＣＢＭ配備様式を開発することを規定しており、現行からの大きな変更は見られない。日豪提案は、「すべての核保有国に対し、事故または無認可の発射の危険を減少させる措置をとること、および国際の安定と安全を促進する方法で核兵器システムの運用状況を一層低下させる

ことを要請する」と規定しており、NAC提案は、「すべての核兵器が高い警戒態勢から解除されることを確保するために、核兵器システムの運用準備態勢を低下させるために一層の具体的措置を要請する」ものであった。

NAMは二〇一五年までの第一段階で、核兵器システムを運用準備態勢の状態から解除することを要請していた。中国も核兵器の事故または無認可の発射を回避する措置をとることを主張していた。ニュージーランドは、チリ、マレーシア、ナイジェリア、スイスとともに、核兵器システムの運用状況の一層の低下に関する作業文書を提出し、そこでは、①警戒レベルの低下は核軍縮のプロセスに貢献すること、②すべての核兵器が高い警戒態勢から解除されることを確保するため、核兵器システムの運用準備態勢の低下のため一層の具体的措置がとられるべきこと、③核兵器国に対しその核兵器システムの運用準備態勢を低下させるためにとった措置につき定期的に報告することを主張している(55)。行動5のeは、「国際的安定と安全を促進する方法で、核兵器システムの運用状況をさらに低下させることに対する非核兵器国の正当な利益を考慮すること」と規定し、fは、「核兵器の事故による使用の危険を低下させること」と規定している。米ロ両国とも多くの核兵器を警戒態勢で維持しており、現状ではその警戒態勢を解除する意思がないことが示されている。

5　核兵器の使用禁止

これまでのNPT再検討プロセスで、核兵器の使用一般について議論されることはあまりなかったが、今回宣言政策との関連で議論が開始され、国際人道法の遵守にまで議論が広がっていった。NAMの行動計画の要素は、軍事的、安全保障上の政策において核兵器の役割を排除することを規定していたし、また「核兵器の使用または使用の威嚇を無条件に禁止する条約」、すなわち核兵器使用禁止条約の即時交渉開始と早期の締結を規定していた。

行動5のdは、「核兵器の使用を防止し究極的にその廃絶へと導き、核戦争の危険を減少させ、核兵器の不拡散

と軍縮に貢献することのある政策を議論すること」を要請している。これは当初は、核兵器の使用または使用の威嚇を最小限にする宣言政策の議論が中心であった。また「Ａ原則と目的」のｖにおいて、「会議は、核兵器の使用による壊滅的な人道的影響に深い懸念を表明し、すべての国が常に国際人道法を含む適用可能な国際法を遵守する必要性を再確認する」と規定し、核兵器の使用に関する国際人道法の側面を取り入れることを確認している。これはスイスなどによって提案され、若干の核兵器国の反対に直面したが、欧州や南米の非核兵器国の強力な支持があり、最終文書に取り入れられた。これはこれまで核軍縮の議論であまり取り上げられなかった領域であり、核軍縮に向けての新たな道筋を提供するものであり、この側面からの核軍縮の進展が期待される。

6　不可逆性、検証可能性、透明性の原則

これらの原則は核軍縮に関連してこれまでも広く議論されてきたものであり、二〇〇〇年最終文書でも、不可逆性の原則が核軍縮、核その他の関連軍備管理・削減措置に適用されることが規定され、核兵器能力および第六条による協定の履行に関して透明性を増加させることが規定されていた。パン・ギムン国連事務総長も、「核兵器の規模、核分裂性物質のストック、核軍縮の具体的到達点について公表する情報の量を拡大することもできる」と透明性の推進を勧告していた。

日豪提案では、「核兵器削減プロセスへの不可逆性と検証可能性の原則を適用することの重要性の強調」、および「すべての核保有国による核兵器能力に関する透明性の増加の要請」が含まれ、透明性の例として、核兵器とその運搬手段の数、それらの配備状況のような情報を、合意される様式で定期的に報告することが主張されていた。ＮＡＣ提案は、不可逆性と検証可能性の原則に従い、核兵器からの核分裂性物質の不可逆的な取り除きを確保するため、適切な法的拘束力ある検証取決めの開発を支持するとし、ＮＡＭ提案は、「核軍縮に関連するすべての措置に

おいて、核兵器国による透明性、検証可能性、不可逆性の原則の適用の重要性を再確認する」と規定していた。

行動2は、「すべての当事国は、その条約義務の履行に関連して、不可逆性、検証可能性、透明性の原則を適用することにコミットする」と規定し、これらの原則の重要性を強調している。第三案までは、「核軍縮、核その他の軍備管理措置および削減措置」にこれらの原則が適用されると規定されていたが、最終案で「条約義務の履行に関連して」に変更された。その結果、核軍縮に適用されるだけでなく、条約義務のすべてに適用されることになり、きわめて広い範囲でこれらの原則が適用されることになった。

また透明性の原則については、活動5のgが核軍縮の具体的措置の実施に関し、「さらに透明性を促進すること」を要請し、「F核軍縮を支援するその他の措置」のiは、核軍縮には「透明性の増加」が必要であると規定し、行動19も「透明性を改善」するための協力を要請している。このように透明性に関してはさまざまな領域でその重要性が確認されているが、中国は一貫して透明性に反対の意思を表明していた。

7　核兵器の開発や質的改善の規制

NAC提案は、核兵器の削減とともに、「核兵器の改善、新たなタイプの核兵器の開発または核兵器の新たな任務の開発に対しモラトリアムを宣言すること」を要請していた。NAM提案は、新しいタイプの核兵器の生産および核兵器の質的改善を終止するという核兵器国の約束を再確認すると規定していた。

核兵器国は一般にこのような要請に反対を表明したため、第一案では行動5として、「新たな核兵器の開発や質的改良を停止することを約束する」と規定していたが、最終案では、行動ではなくその前文ivに移行され、「核兵器の開発と質的改善を制約すること、先進的新型核兵器の開発を終止することが非核兵器国の正当な利益である」と変更された。米国は核態勢見直し報告において新たな核弾頭は開発しないと規定しているが、核兵器の安全性や

信頼性の向上のための質的改善が必要な場合もあるとして否定的な発言をしており、他の核兵器国も一般的にこの要請に否定的であった。

8　定期報告

二〇〇〇年の最終文書は、第六条および一九九五年の決定の履行について定期報告を提出することを要請しており、いくつかの国はそれに従って報告書を提出していたが、内容に関する標準がまったくないため、各国は自由に自国の都合のよい情報を提供していた。日豪提案は、透明性の増大の要請との関連で、「条約当事国の間で合意される様式において、核兵器および運搬手段の数ならびにそれらの配備状況につき定期的に報告すること」を要請しており、ＮＡＣ提案は、「核兵器国は、その核兵器と軍縮措置の履行に関する透明性と説明責任を増加するための一層の措置を取ることに合意し、この文脈で二〇〇〇年再検討会議で合意された報告義務を想起する」と規定していた。ＮＡＭ提案では、核兵器および核兵器使用可能物質のストックの明確で検証可能な申告に合意し、核兵器につき個別に、二国間でまたは集団的に核兵器国により実施された削減をモニターする多国間メカニズムに合意することが要請されており、さらに一方的または二国間合意により行われた核軍縮措置をモニターし検証するための常設機関を再検討会議により設立することが主張されていた。

オーストラリアとニュージーランドは報告に関する作業文書を提出し、①核兵器国に対し(a)核ドクトリン、(b)核分裂性物質、(c)弾頭および運搬手段の数、(d)戦略的および戦術的削減について、その報告を組織化することを要請し、②核兵器国に対しこれらの報告を五年ごとの再検討会議に提出することを要請し、③すべての国に対しＣＴＢＴの発効とＦＭＣＴの交渉開始を含む、核軍縮をもたらす努力についての報告を継続することを要請していた。[56]

行動20に規定する定期報告の内容は、二〇〇〇年最終文書と同様であり、対象が拡大され、この行動計画、第六

条、一九九五年決定、二〇〇〇年最終文書の履行に関するものとなっている。行動21は新たな条項であり、速やかに標準報告様式に合意すること、適切な報告間隔を決定するよう奨励するものである。第一案では、核兵器のタイプ、数、配備状況について、また運搬手段の情報を含む核兵器能力に関する情報の提供が要請されていたが、具体的な内容はすべて削除された。

9　軍縮会議での補助機関の設置

行動6は、「すべての国は、軍縮会議が、核軍縮を取り扱う補助機関を即時に設置すべきことに合意する」と規定しており、二〇〇〇年文書の第四項とまったく同じである。

10　包括的核実験禁止条約（ＣＴＢＴ）の発効と核実験モラトリアム

安保理決議一八七は、すべての国家に対して核実験爆発を行わないこと、ＣＴＢＴを署名・批准し、早期に条約を発効させることを要請していた。日豪提案は、ＣＴＢＴの早期発効のためまだ署名・批准していない国にそうするよう要請し、核兵器実験モラトリアムの維持の重要性を強調している。ＮＡＣ提案も、同じように、ＣＴＢＴの早期発効の死活的な重要性に合意し、核実験爆発のモラトリアムの維持を要請している。ＮＡＭ提案は、ＣＴＢＴ発効達成の重要性を強調し、特に二核兵器国を含む残りの付属書2諸国の批准を要求し、核兵器国による批准はＣＴＢＴの発効に有益な影響をもつこと、核兵器国はＣＴＢＴ発効のプロセスを奨励する特別の責任をもつこと、それはＮＰＴに加入せず保障措置のかかっていない施設を運転している国が署名・批准するのを奨励すると主張した。米国はオバマ政権になって批准の意思を表明し、またインドネシアも会議中に批准の意思を表明した。

会議は、核実験の禁止が核軍縮と核不拡散の効果的な措置であることを承認し、ＣＴＢＴ発効の死活的重要性と、モラトリアムの遵守の決意を再確認し、行動10で、「すべての核兵器国がＣＴＢＴを批准することを約束し」、行動

11で「現行のすべての核実験モラトリアムが維持されるべきである」と規定している。さらに行動12で、ＣＴＢＴ発効促進会議とそこで採択された措置の貢献を承認し、二〇一一年会議に発効に向けた進展につき報告することにコミットしている。行動13では、ＣＴＢＴを批准した国は、その発効と履行を促進することを約束し、行動14は、ＣＴＢＴＯ準備委員会がＣＴＢＴ検証レジームを完全に開発することを奨励している。

二〇〇〇年文書は、ＣＴＢＴの早期発効のための署名と批准の重要性、および核実験モラトリアムのみを規定していた。今回の合意は、核兵器国による批准が他国の批准を奨励するものとして言及され、さまざまなレベルで発効を促進するなど規定の内容がきわめて詳細でさまざまな側面が言及されるようになっているが、内容は基本的には以前のものと同様である。このように、ＣＴＢＴの発効とモラトリアムに関しては一般的な合意が存在したが、米国の批准がいつ達成されるのか、それに中国がすぐに続くのかどうか、さらにインド、イスラエル、パキスタン、北朝鮮の批准をどう確保するかの問題が残されている。

11　兵器用核分裂性物質生産禁止条約（ＦＭＣＴ）

安保理決議一八八七は、軍縮会議に対しＦＭＣＴを早期に交渉することを要請し、軍縮会議が作業計画を採択したことを歓迎し、すべてのメンバーに対し実質作業の早期開始に協力するよう要請していた。

日豪提案は、ＦＭＣＴ交渉の即時の開始と早期の締結を要請し、すべての核保有国に対し兵器目的の核分裂性物質の生産モラトリアムを宣言し維持することを要請していた。ＮＡＣ提案は、一九九五年の特別調整官の声明とそこに含まれたマンデートに従い、軍縮会議でのＦＭＣＴの交渉の必要性を再述し、ＮＡＭ提案もシャノン・マンデートを基礎にＦＭＣＴの交渉が、五年以内に締結されるために行われるべきことを再確認し、行動計画の要素では、ＦＭＣＴの締結までの間、核分裂性物質の生産モラトリアムを主張している。

第一案は、「行動18　条約の締結および発効までの間、すべての国は、兵器用その他の核爆発装置に使用される核分裂性物質の生産に対して世界的なモラトリアムを求めることを約束する」および「行動19　核兵器国は二〇一二年までにすべての兵器使用可能な核分裂性物質のストックを申告することを約束し、また過去の生産に関する情報を提供するよう奨励される」と規定していたが、中国および他の核兵器国の反対により、第二案では、行動19は削除され、行動18も少し表現が和らげられ、「すべての国は、核兵器その他の核爆発装置での使用のための核分裂性物質の生産に対する世界的なモラトリアムは条約の目的の達成に重要な貢献をするだろうことを承認し、すべての核兵器国は、したがって、核兵器その他の核爆発装置での使用のための核分裂性物質の生産を禁止する条約の締結と発効までの間、モラトリアムを宣言することを維持しまたは検討すべきである」と規定されたが、中国の厳しい反対によりその後削除された。その結果モラトリアムに関する規定はまったく含まれていない。

会議は、ＦＭＣＴの交渉と締結の緊急の必要性を再確認し、行動15で、「軍縮会議が条約の交渉を即時に始めるべきことに合意し、軍縮会議の作業を支援するため二〇一〇年九月に高級会合を開くよう国連事務総長に求めている。」二〇〇〇年合意では、ＦＭＣＴの軍縮会議での交渉の必要性、および交渉の五年以内の締結が規定されていた点からみると、以前より後退した内容になっている。またこの問題に関する交渉をどこで行うかの問題につき、カナダは軍縮会議以外での交渉の可能性を示唆しており、[57] いくつかの国もその見解に同調していた。

12　余剰核分裂性物質の申告と検証

日豪提案は、もはや軍事目的に必要とされない核分裂性物質を自発的に申告し、それらの物質をＩＡＥＡまたは他の関連国際検証の下に置くことを要請していた。ＮＡＣ提案は、五核兵器国がもはや軍事目的に必要とされない核分裂性物質をＩＡＥＡまたは他の関連する国際検証の下に置くこと、およびそれらが永久に軍事プログラムの外

にとどまることを確保する方法で平和目的のためにそれらの物質を処分するための取決めを作ることを要請しており、さらに核兵器からの核分裂性物質の不可逆的な取り除きを確保するため、適切な法的拘束力ある検証取決めの開発を支持していた。ＮＡＭの行動計画の要素でも、核兵器国により軍事目的から平和目的に移転された核分裂性物質をＩＡＥＡ保障措置の下に置くことが主張されていた。

行動16は、核兵器国は、軍事的に必要でなくなった核分裂性物質をＩＡＥＡに申告しその検証下に置くことを奨励し、行動17はそのための法的拘束力ある検証取決めを開発することを奨励し、行動18は、兵器用核分裂性物質生産工場の解体または平和利用への転換を奨励している。

二〇〇〇年合意では、軍事目的にもはや必要でなくなった核分裂性物質をＩＡＥＡ検証の下に置くこと、それらの物質を平和的目的のために処分することが規定されていた。したがって、この分野でも法的拘束力ある検証取決めの開発や生産工場の解体など技術的な側面で規定が詳細になっているが、内容は以前のものとほぼ同様である。

13　安全保証

国連安保理決議一八八七は、本文第九項で、一九九五年の各核兵器国による安全保証に関する声明を想起し、そのような安全保証が核不拡散レジームを強化することを確認している。日豪提案は、核兵器国に対し、ＮＰＴを遵守している非核兵器国に対して核兵器を使用しないというより強力な消極的安全保証を供与するよう要請している。ＮＡＣ提案は、ＮＰＴ当事国である非核兵器国に対し法的拘束力ある安全保証を供与することを規定し、安全保証に関する現行の約束を完全に尊重することを要請している。ＮＡＭ提案も、非核兵器国に対する核兵器の使用または使用の威嚇を禁止する、普遍的で無条件で法的拘束力ある安全保証の交渉を要請している。

行動計画は、非核兵器国に対して核兵器を使用しないという「安全保証」については、「核兵器国から明確で法

的拘束力ある安全保証を受けることは非核兵器国の正当な利益である」ことを再確認し、これまでの一方的声明と非核兵器地帯条約議定書を想起して、行動7において、「軍縮会議が、核兵器の使用または使用の威嚇に対して非核兵器国を保証する効果的な国際取決めの議論を始めることに合意」し、軍縮会議の作業を支援するため、国連事務総長が二〇一〇年九月に高級会合を開催するよう求められている。また行動8で安全保証に関する現行の約束を尊重すること、それを拡大することが奨励されている。

二〇〇〇年文書では、会議は、法的拘束力ある安全保証は核不拡散レジームを強化することに合意しており、二〇〇五年会議に向けて準備委員会が勧告をなすことを要請していた。消極的安全保証の交渉に関して多くの国は軍縮会議での条約作成を主張したが、ノルウェーは新たな国連安保理決議の採択またはNPT議定書の採択により法的拘束力あるものにすべきだと主張している(58)。

14　非核兵器地帯と安全保証

国連安保理決議一八八七は、その前文において、非核兵器地帯の設置を歓迎し支持し、それが国際の平和と安全を促進し、核不拡散体制を強化し、核軍縮に貢献すると述べている。米国は一般演説において、アフリカおよび南太平洋の非核兵器地帯条約の議定書を批准のため上院に提出すると述べており、他の核兵器国も既存の非核兵器地帯条約の発効に積極的な態度を示していた。

NAC提案は、非核兵器地帯条約の関連議定書の発効、および条約の目的と趣旨に反する留保や一方的宣言の撤回をもたらすすべての必要な措置をとることを要請し、一層の非核兵器地帯の設置を奨励している。NAM提案は非核兵器地帯の設置が世界的な核軍縮と不拡散の目的達成への積極的で重要な措置であると確認し、非核兵器地帯条約の関連議定書に署名または批准している核兵器国に対し、留保または一方的宣言を撤回するよう要請している。

行動９は、非核兵器地帯の設置は、適切な場合には奨励されると規定し、すべての関係国は、非核兵器地帯条約および議定書を批准すること、消極的安全保証を含む議定書の発効に協力するよう奨励されており、関連国家は関係する留保を再検討するよう奨励されている。

15　軍縮・不拡散教育

日本はこの分野においては指導的な役割を果たしてきており、今回の会議においても「軍縮・不拡散教育―核兵器のない世界に向けての市民社会との協力の促進」と題する作業文書を国連大学と共同で提出している。[59] 最終文書では、軍縮・不拡散に関する国連研究に含まれる勧告の履行が奨励されている。

むすび

二〇一〇年ＮＰＴ再検討会議は、最終文書を採択して成功裏に幕を閉じた。その成功の背景には、米国を中心として核軍縮を推進しようとする大きな国際的な潮流があり、会議の開催にいたる一年間に良好な国際的雰囲気が作り出されていた。ここでは、特にオバマ大統領の指導力が評価されるべきであろう。他方、参加国の間においても、二〇〇五年会議の失敗およびそれに続く核不拡散体制の弱体化に対応するために、会議を成功させ、核不拡散体制の維持・強化を図るべきだとする一般的な意思が存在した。もちろん会議の失敗をいとわない若干の国が存在したが、将来の行動計画に関する文書はコンセンサスで採択すべきだとするほぼすべての参加国の意思が優越したものと考えられる。このように最終文書を採択し、特にその中の行動計画はコンセンサスで採択されたことから考えれば、今回の会議は成功であったと評価できる。

しかしながら、多くの国々のさまざまな見解を受け入れながらコンセンサス文書を作成することから、当然の結

果として、合意の内容がある諸国にとって厳しいという形には成り難い。会議での議論においてさまざまな妥協が図られており、それぞれの分野において多くの国家に受け入れ可能なものに内容が薄められたことは否定できない。

本稿で分析した核軍縮の領域においても、核兵器禁止条約の作成により核廃絶を一定期間内に達成しようという考えと、それに真っ向から反対する考えがあり、両者にとって受け入れ可能な形で妥協が図られている。特に二〇〇〇年最終文書で合意されている核軍縮のための一三項目と今回の合意を比較するならば、それほど大きな進展はなく、二〇〇〇年合意と同じような内容が多く含まれている。これは、会議が新たな措置に合意できなかったというよりも、二〇〇〇年以降、核兵器の一定の削減を除いて、核軍縮の分野でほとんど進展が見られなかったことの結果である。ＣＴＢＴにしてもＦＭＣＴにしても今回の合意で要請されていることは二〇〇〇年合意と内容は同じであり、二〇〇〇年以降まったく進展がなかったことが証明されている。軍縮会議に対する要請も、ＦＭＣＴの交渉、安全保証の協議、核軍縮を取り扱う補助機関の設置であって、以前の合意と同じである。

今回の会議における新たな潮流としては、核兵器禁止条約が初めて議論され、核兵器の人道的側面も議論に取り入れられたことが挙げられる。さらに核兵器のない世界という考えが一般的に受け入れられている。

さらに米国は核テロなどの脅威をかかえて、核兵器のない世界の追求に積極的な姿勢を示しており、ロシアとの新ＳＴＡＲＴ条約を署名し、戦略核兵器のみならず非戦略核兵器についても、また配備された核兵器のみならず非配備のものについても、一層の削減を行おうとしている。その意味において現在は核軍縮に向けての絶好の機会であるので、米国を中心に他の核兵器国を巻き込んで一層の核軍縮を進めるべきであろう。

また核兵器を保有しない国家も、核兵器の安全保障上における役割を低減させることなどにより、あるいは非核兵器地帯を設置することなどにより、核軍縮に向けての貢献を行うことができるのであるから、積極的に行動すべ

きであろう。

（1）二〇〇〇年ＮＰＴ再検討会議については、黒沢満「二〇〇〇年ＮＰＴ再検討会議と核軍縮」『阪大法学』第五〇巻第四号、平成一二年一一月三〇日、五一五―五五九頁参照。

（2）二〇〇五年ＮＰＴ再検討会議については、黒澤満「二〇〇五年ＮＰＴ再検討会議と核軍縮」『阪大法学』第五五巻第二号、平成一七年八月三一日、二六七―三一一頁参照。

（3）核兵器のない世界については、黒澤満「核兵器のない世界のビジョン」『阪大法学』第五八巻第三・四号、平成二〇年一一月三〇日、六八三―七〇七頁参照。

（4）UN Secretary-General's Address to East-West Institute, Secretary-General, SG/SM/11881, 24 October 2008. ‹http://www.un.org/News/Press/docs/2008/sgsm11811.doc.htm›

（5）オバマ大統領の核政策については、黒澤満「オバマ政権の核軍縮・核不拡散政策」『阪大法学』第五九巻第二号、平成二一年七月三一日、三一九―三四一頁参照。

（6）Final Report of the Preparatory Committee for the 2010 Review Conference of the Parties to the NPT, NPT/CONF. 2010/1, 20 May 2009. ‹http://deccess-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/N09/343/90/PDF/N0934390.pdf?OpenElement›

（7）Resolution 1887 (2009) Adopted with 14 Heads of State, Government Present, 24 September 2009. Security Council, SC/9746. ‹http://www.un.org/News/Press/docs/2009/sc9746.doc.htm›

（8）Gareth Evans and Yoriko Kawaguchi (co-chairs), *Eliminating Nuclear Threat: A Practical Agenda for Global Policymakers*, International Commission on Nuclear Non-Proliferation and Disarmament, 2009.

（9）United States Department of Defense, *Nuclear Posture Review Report*, April 2010. ‹http://www.defense.gov/npr/docs/2010%20Nuclear%20Posture%20Review%20Report.pdf›

（10）The White House Blog, The New START Treaty and Protocol, April 08, 2010. ‹http://www.whitehouse.gov/blog/2010/04/08/new-start-treaty-and-protocol›

(11) The Whitehouse, Communique of the Washington Nuclear Security Summit. ‹http://www.whitehouse.gov/the-press-office/communique-washington-nuclear-security-summit›

(12) Statement by the United States, General Debate, May 3, 2010. 一般演説における各国の声明および各国の作業文書は，以下のサイトで閲覧可能である。2010 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons (NPT), 3-28 2010. ‹http://www.un.org/en/conf/npt/2010/›

(13) Statement by the Russian Federation, General Debate, 4 May 2010.

(14) Statement by China, General Debates, May 4, 2010.

(15) Statement by China, France, Russia, the United Kingdom, and the United States, General Debates, May 5, 2010.

(16) Statement by Japan, General Debates, 4 May 2010.

(17) Statement by Spain on behalf of the European Union, General Debates, 3 May 2010.

(18) Statement by Australia, General Debates, 3 May, 2010.

(19) Statement by Germany, General Debates, 4 May 2010.

(20) Statement by Norway, General Debates, 4 May 2010.

(21) Statement by Austria, General Debates, 3 May 2010.

(22) Statement by Switzerland, General Debates, 4 May 2010.

(23) Statement by Indonesia on behalf of the Non-Aligned Movement (NAM), General Debates, May 3, 2010.

(24) Statement by Egypt on behalf of the New Agenda Coalition, General Debates, 4 May, 2010.

(25) Statement by the United States, Main Committee I, May 7, 2010; Statement by the United States, Subsidiary Body I, May 10, 2010. 主要委員会Ⅰにおける各国の声明は以下のサイトで閲覧可能である。Reaching Critical Will, Government Statements to the 2010 NPT Review Conference. ‹http://www.reachingcriticalwill.org/legal/npt/revcon2010/statements.html›

(26) Statement by the Russian Federation, Main Committee I, 7 May 2010; Statement by the Russian Federation, Subsidiary Body I, May 10, 2010.

(27) Joint Statement by the Russian Federation and the United States of America on New START, May 7, 2010.
(28) Statement by France, Main Committee I, 7 May 2010.
(29) NPT/CONF. 2010/WP. 63 by China, 6 May 2010.
(30) NPT/CONF. 2010/WP. 68 by China, 6 May 2010.
(31) Statement by Spain on behalf of the European Union, Main Committee I, 7 May 2010.
(32) NPT/CONF. 2010/WP. 9 by Australia and Japan, 24 March 2010.
(33) Statement by Japan, Main Committee I, 7 May 2010.
(34) Statement by Australia, Main Committee I, 7 May 2010.
(35) Statement by New Zealand, Subsidiary Body I, 12 May 2010.
(36) NPT/CONF. 2010/WP. 40 by Australia and New Zealand, 22 April 2010.
(37) Statement by Germany on behalf of Austria, Belgium, Finland, Ireland, Luxembourg, the Netherlands, Norway, Slovenia, Sweden and Germany, Subsidiary Body I, 12 May 2010.
(38) Statement by Egypt on behalf of the New Agenda Coalition, Main Committee I, 7 May 2010.
(39) Statement by Egypt on behalf of the New Agenda Coalition, Subsidiary Body I, 10 May 2010.
(40) NPT/CONF. 2010/WP. 8 by Egypt on behalf of Brazil, Egypt, Ireland, Mexico, New Zealand, South Africa and Sweden as members of the New Agenda Coalition, 23 March 2010.
(41) Statement by Egypt on behalf of the Group of Non-Aligned States Parties, Main Committee I, 7 May 2010.
(42) Statement by Egypt on behalf of the Group of Non-Aligned States Parties, Subsidiary Body I, 10 May 2010; NPT/CONF. 2010/WP. 47 by Group of the Non-Aligned States Parties, 28 April 2010.
(43) NPT/CONF. 2010/WP. 46 by the Group of Non-Aligned States Parties, 28 April 2010.
(44) NPT/CONF. 2010/WP. 46 by the Group of Non-Aligned States Parties, 28 April 2010.
(45) NPT/CONF. 2010/WP. 47 by the Group of Non-Aligned States Parties, 28 April 2010.
(46) Secretary-General Address to East-West Institute, 24 October, 2009, ‹http://www.un.org/News/Press/docs/2008/

sgsm11881.doc.htm›

(47) Statement by the United States, Main Committee I, May 7, 2010; Statement by the United States, Subsidiary Body 1, May 10, 2010.

(48) NPT/CONF. 2010/WP. 8 by Egypt on behalf of Brazil, Egypt, Ireland, Mexico, New Zealand, South Africa and Sweden as members of the New Agenda Coalition, 23 March 2010.

(49) NPT/CONF. 2010/WP. 9 by Australia and Japan, 24 March 2010.

(50) NPT/CONF. 2010/WP. 31 by Spain on behalf of the European Union, 14 April 2010.

(51) Statement by Germany on behalf of Austria, Belgium, Finland, Ireland, Luxembourg, the Netherlands, Norway, Slovenia, Sweden and Germany, Subsidiary Body I, 12 May 2010.

(52) United States Department of Defense, *Nuclear Posture Review Report*, April 2010, p. 17. ‹http://www.defense.gov/npr/docs/2010%20Nuclear%20Posture%20Review%20Report.pdf›

(53) Statement by Australia, Main Committee I, 7 May 2010.

(54) Gareth Evans and Yoriko Kawaguchi (co-chairs), *Eliminating Nuclear Threat: A Practical Agenda for Global Policymakers*, International Commission on Nuclear Non-Proliferation and Disarmament, 2009, p. 161.

(55) NPT/CONF. 2010/WP. 10 By New Zealand on behalf of Chile, Malaysia, Nigeria and Switzerland, 23 March 2010.

(56) NPT/CONF. 2010/WP. 40 by Australia and New Zealand, 23 April 2010.

(57) Statement by Canada, Main Committee I, 7 May 2010.

(58) Statement by Norway, Subsidiary Body I, 10 May 2010.

(59) NPT/CONF. 2010/WP. 6 by Japan and the United Nations University, 19 March 2010.